

一般社団法人 トクノスクール・農村研究所 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 トクノスクール・農村研究所と称し、英文では Tokuno School and rural society research center と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡県遠賀郡岡垣町に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、国内外の地域社会の諸問題を調査・検討し、その成果を積極的に社会へ発信することにより、よりよい地域社会の構築に寄与することを目的とする。

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、国内外において次の事業を行う。

- (1) 地域社会問題の現状理解のための学術的調査、研究、啓発及び人材派遣等の事業
- (2) 地域社会問題解決のためのプランニングや実践活動及びその支援等を行う事業
- (3) 上記事業を行っている各主体へのアドバイスや提言等を行う事業
- (4) その他当法人の目的を達するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 会 員

(会員)

第6条 当法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦されたもの

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければな

らない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。ただし、理事会により推薦された個人を除く。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。この場合、当該会員に対して当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えるものとする。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会したとき。

(2)成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4)会費を滞納したとき。

(5)除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 当法人は、会員が資格喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の種別、氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に据え置く。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1)会員の除名

(2)理事及び監事の選任又は解任

(3)理事及び監事の報酬等の額

(4)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認

(5)定款の変更

(6)解散及び残余財産の処分

- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) その他一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事は、書面による招集通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、代表理事は、書面による通知を発したものとみなす。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名又は1団体につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(社員総会の決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、この事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名
以上が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会運営規則)

第23条 社員総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、社員総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

第5章 役 員

(役員)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3名以上6名以内
(2)監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。ただし、理事は、正会員の中から選任する。

2 代表理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各役員について、当該役員及びその配偶者又は3親等以内の親族である役員の合計数が役員の総数の3分の1を超えることになってはならない。

4 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表する。

3 代表理事は、毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員により選任された理事又は監事の任期は、その選任時に存在する理事又は監事の任期の満了すべき時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第24条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の三分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3)当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間に
おける当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は一般法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等又は非業務執行監事等との間で、任務を行ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、10万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第33条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1)業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)代表理事の選定及び解職

(4)社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(5)規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1)重要な財産の処分及び譲受け

(2)多額の借財

(3)重要な使用人の選任及び解任

(4)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を召集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。
- 4 代表理事は、書面による招集通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、理事の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、代表理事は、書面による通知を発したものとみなす。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議及び報告の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が意義を述べたときはその限りでない。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第40条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剩余金の不分配）

第44条 当法人は、剩余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第45条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（合併等）

第46条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

（解散）

第47条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

（委員会）

第49条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項を、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

（設置等）

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

2 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 徳野 貞雄、磯田 健、小峰 朋子、宮浦 恭子

設立時代表理事 徳野 貞雄

設立時監事 磯田 健

3 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

福岡県北九州市小倉南区志井鷹羽台10番11号

徳野 貞雄

大分県大分市大字三芳1069番地の1 (アルスールJUNGA3D)

(備考) 大分市椎迫1組の1

磯田 健

佐賀県唐津市鎮西町丸田6633番地2

小峰 朋子

福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂1丁目9番18号

宮浦 恭子

4 第8条の規定にかかわらず、設立当初の会費は、下記の通りとする。

正会員 年会費：10,000円

5 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 トクノスクール・農村研究所を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成27年 月 日

設立時社員 徳野 貞雄

設立時社員 磯田 健

設立時社員 小峰 朋子

設立時社員 宮浦 恒子

平成27年4月15日 登記により施行
平成28年6月13日 一部変更